

川崎市総合都市交通計画見直し検討会議市民委員選考委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、「川崎市総合都市交通計画見直し検討会議運営等要綱（5川ま交政第67号）」第3条第1項4号に定める市民委員（以下「市民委員」という。）の選考を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の設置)

第2条 市民委員の選考を行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の構成は次のとおりとする。

(1) まちづくり局交通政策室長

(2) まちづくり局交通政策室地域交通対策担当課長

(3) まちづくり局交通政策室交通計画調整・広域交通対策担当課長

(4) まちづくり局計画部都市計画課長

(5) まちづくり局総務部企画課長

3 選考委員会に委員長を置き、まちづくり局交通政策室長を充てる。

(会議)

第3条 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(選考方法)

第4条 選考は、第5条に定める基準に基づき、選考委員会委員の審査採点

により行い、高得点を得た者から順に、第1順位及び第2順位の者を市民委員の候補となる者（以下「候補者」という。）として、第3順位の者を次点者として、決定する。

2 前項による選考の結果、候補者及び次点者が決定しなかったときは、選考委員会委員の協議により、過半数の同意をもって候補者及び次点者を決し、可否同数の場合は委員長が決する。

3 前2項の規定にかかわらず、申込者が2名以下のときは、選考委員会委員の協議により、過半数の同意をもって候補者を決し、可否同数の場合は委員長が決する。

（選考基準）

第5条 市民委員の選考基準は、次のとおりとする。

（1）交通に係る職歴やボランティア活動等の経験を有するか。

（2）本市の交通をとりまく状況の変化を把握し、これに基づいた課題を提示しているか。

（3）市の交通の改善に関する取組の提案などがあるか。

（就任依頼等）

第6条 第4条による選考の結果は、申込者全員に対して、文書により通知する。

2 前項の通知と併せて、候補者に対して就任依頼を行い、承諾の回答があった場合に、候補者を市民委員として決定する。

3 前項により、候補者から承諾が得られなかったときは、次点者に対して前項の就任依頼を行う。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、まちづくり局交通政策室に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。